

平成 24 年 3 月 30 日
内閣官房行政改革推進室

独立行政法人が支出する会費の見直しの公表の方法について

平成 24 年 4 月より「独立行政法人が支出する会費の見直し」（平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定）に基づき、四半期ごとに会費支出の公表を行うこととなります。円滑に公表事務を遂行するために、下記により行うこととしますのでよろしくお願い申し上げます。なお、これより公表内容を拡充することを妨げるものではございません。

（公表の方法について）

独立行政法人から公益法人等へ会費を支出した場合には、別紙様式に従い下記事項を各法人のホームページにおいて公表する。本公表については、四半期ごとに取りまとめ、可能な限り速やかに公表する。また、第 4 四半期の公表時には、通年分のものについても公表する。

- 会費支出先の法人名
- 名目・趣旨
- 金額
- 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額
- 交付日（支出決定日）等
- 支出の理由等

※1 「公益法人等」とは国所管に限らず、すべての公益社団・財団法人、特例民法法人及び一般社団・財団法人を言う。

※2 「会費」とは、会費、賛助会費、購読会費など会費とつくものすべてと名目の如何を問わずこれらに類する支出のことを言う。

また、支出の名目・趣旨がわかるように、例えば賛助会費、年会費、法人会費等の記載を行う。

※3 公表の対象、金額の考え方

- ・ 年 10 万円未満の支出は除く。
- ・ ある名目の支出について、年複数回に分けて支出した時に、一回あたりの支出の額が 10 万円未満であっても、年の合計で 10 万円以上の場合には対象となる。この際、支出額が累計して 10 万円以上になった時に、公表の対象となるものとする。
- ・ 独法の中の複数の組織からの同一名目、同一法人への支出については合算して、10 万円以上の場合には対象となる。